

解体用船舶の輸入手続について

昭和 37 年 3 月 26 日蔵関第 370 号

改正 昭和 39 年 4 月 1 日蔵関第 398 号

改正 昭和 61 年 6 月 6 日蔵関第 587 号

改正 昭和 62 年 12 月 25 日蔵関第 1306 号

輸入申告の時ににおいて船籍が抹消され、その船齢等よりみて解体以外の用途に供されないと認められる船舶は、関税定率法別表第 8908.00 号（解体用船舶）に該当するが、輸入後における特殊事情により本来の船舶として使用する場合等解体用以外の用途に供されるおそれもあるので、この種船舶の通関に際しては下記により取り扱うものとする。

記

1 解体用船舶の蔵置形式

解体用船舶の蔵置形式は、関税法第 30 条第 2 号((許可を受けて保税地域外に置く外国貨物))の規定による他所蔵置扱いとする。

2 解体用船舶に積載されている物品の取扱い

解体用船舶に積載されている物品については、次により取り扱う。

なお、船舶本体と分離して輸入申告をさせ課税（以下「分離課税」という。）する場合において、これらの物品が内国消費税課税対象物品であるときは、内国消費税を併せて課税することとし、当該物品が契約書等により船価に含まれていると認められるときは、船価よりこれを控除する。また、これらの物品の通関は本船に積載のまま行つて差し支えない。

- (1) 船用油については、その数量が総トン数の 0.5%以内であれば船舶と一体として取り扱い、その数量が 0.5%を超える場合は、全量について分離課税とする。
- (2) 食糧品その他の消耗品については、乗組員数等を勘案し、その他の消耗品については、乗組員の携帯品としての免税範囲内であれば船舶と一体として取り扱い、その数量を超えるものについては分離課税とする。
- (3) 機械設備、じゅう器類等で、当該船舶の船種、船齢等よりみて、特に不相応と認められるものについては、輸入申告前に当該物品をスクラップ化する場合を除き、分離課税とする。

3 関税法第 70 条該当物品の取扱い

前記 2 の物品で、分離課税されるものの輸入に際しては、他法令の許可、承認等を要する場合は、当該許可、承認等を確認する。ただし、輸入する意思のない物品について輸入申告前にスクラップ化又は減却を認めたときは確認を要しない。

なお、他法令の許可、承認等を要する物品で船舶と分離できないもの（例えば大砲等）については、船舶本体と分離して輸入申告をさせる必要はないが、事前に当該物品が積

まれていることを関係官署に連絡しておくものとする。